

## 活力ある水田農業支援事業の概要

### 1 目的

地域の特性を生かした麦、大豆、加工用米などの転換作物及び高品質米の生産性の向上ならびに生産拡大など、水田をフル活用した取り組みを支援し、地域水田農業の振興を図る。

### 2 事業内容等

事業種目	実施主体	事業内容	整備内容	実施基準	補助率
1 需要に応じた米・戦略作物等生産力向上支援事業	市町村 JA 農業法人 営農団体※	水田における主食用米、酒造好適米、麦、大豆、飼料作物、加工用米、そばの生産拡大、省力化、品質向上に必要な機械・施設の整備及びその加工品等の製造に係る機械・施設の整備を行う事業に対し助成する。	○生産・管理・収穫用機械 ○生産・管理用施設 ○品質測定・選別機器 ○集出荷貯蔵施設 ○加工・調製機械	・受益面積が概ね1ha以上であること。ただし種子生産の場合は、種子供給先の作付予定面積が、1ha以上であれば対象とする。 ・市町村が対象者に対し、事業費の1/6以上助成すること。	1/3以内
2 産地づくり対策促進事業		対象作物の定着と作付拡大を図るため、国の交付金に対して上乗せ助成する。	○対象品目 麦・大豆・そば・飼料作物・加工用米	・国の転作交付金の交付対象者であること。 ・市町村又はJAが、対象者に対し助成すること。	10,000円/10aの1/2以内 ※ただし、加工用米は20,000円/10aの1/2以内 (市町村・JA補助と同額とする)

※ 営農団体は、受益戸数3戸以上で代表の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあること。

#### ○ 一般的な実施基準

- 本事業の補助対象とする事業実施主体は、麦、大豆、加工用米、主食用米及び酒造好適米の生産により需要に応じた米の生産に取り組む者とする。
- 機械・施設の規模及び構造等は、それぞれの目的に合致したものでなければならない。
- 機械付属品、付帯施設、及び施設の備品類については、機械導入目的、施設設置目的、利用計画及び機能保持上必要最小限のものを補助対象とする。
- 補助対象とする農業機械等は原則、新品であること。ただし、知事が必要と認める場合は、中古農業機械等も対象とすることができるものとする。

#### ○ 補助対象外経費

- (1) 人件費
- (2) 用地の買収又は賃借に要する費用
- (3) 汎用性の高い機械（自脱型コンバイン、穀物乾燥機は除く）
- (4) 他の補助事業の上乗せ助成（産地づくり対策促進事業を除く）
- (5) 事業費500千円未満の事業、1点あたり5万円未満の備品、1点あたりの本体価格が500千円未満の中古農業機械等（アタッチメントを含む。）
- (6) 自力若しくは他の助成によって実施中の事業、又は既に完了した事業を本事業に切り替えて補助の対象とするもの

### 3 補助金交付先 市町村